

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
（別紙）

平成27年12月25日

富士見市長 星 野 信 吾 印

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号）の
一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号の改正規定を削る。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。